

京都市告示第 429号

京都市観光駐車場条例第2条の4の規定に基づき、京都市清水坂観光駐車場、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場について、平成18年1月1日から同月3日まで（京都市清水坂観光駐車場については、平成18年1月1日午前0時から）の駐車料については、次のとおりとします。

平成17年12月9日

京都市長 梶本 頼兼

区	分	単	位	駐	車	料
バ	ス	1日1回		3,000円		
タクシー及びハイヤー				1,000円		
自動二輪及び自転車				300円		
自家用車等				1,000円		

(建設局管理部建設総務課)